

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和5年1月18日

社会福祉法人松星苑

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 : 令和8年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年3月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年4月～ 法人内検討委員会での検討開始
- 令和7年4月～ 管理職への研修（年3回）及び法人内報などによる職員への周知（毎月）
- 令和7年10月～ 取組の開始

目標2 : 令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和5年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年4月～ 法人内検討委員会での検討開始  
計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始